

[改正後全文]

	雇児発第 0612004 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発第 0619003 号
	平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正	雇児発 0401 第 18 号
	平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0405 第 32 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第四次改正	雇児発 0401 第 20 号
	平成 26 年 4 月 1 日
第五次改正	雇児発 0203 第 5 号
	平成 27 年 2 月 3 日
第六次改正	雇児発 0409 第 6 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第七次改正	雇児発 0824 第 5 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第八次改正	雇児発 0615 第 4 号
	平成 29 年 6 月 15 日
第九次改正	子発 0509 第 4 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第十次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第十一次改正	子発 0420 第 6 号
	令和 2 年 4 月 20 日
第十二次改正	子発 0615 第 4 号
	令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726007 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費） 交付金実施要綱

1 目的

この交付金は、児童福祉施設等において、入所者の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

(1) 資源有効活用整備費

ア 趣旨

児童福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の4に掲げる児童福祉施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(2) 消融雪設備整備

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する同交付要綱の4に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 交付基準

交付要綱の別表2に定める点数

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。